

栃木県議会の会期について

資料名	出典	頁
栃木県議会 会期の特徴	三重県議会	1
通年議会の会期イメージ（4月～3月）	栃木県議会	3
会議の種類（H28以降）	栃木県議会	4
栃木県議会、三重県議会会期及び本会議開催日数	三重県議会	5
令和元年度 栃木県議会 会期日程	栃木県議会	9
令和2年度 栃木県議会 会期日程	栃木県議会	10
令和3年度 栃木県議会 会期日程	栃木県議会	11
令和4年度 栃木県議会 会期日程	栃木県議会	12
令和元年 三重県議会 年間予定表	三重県議会	13
令和2年 三重県議会 年間予定表	三重県議会	14
令和3年 三重県議会 年間予定表	三重県議会	15
令和4年 三重県議会 年間予定表	三重県議会	16
根拠法令	—	17

議会改革推進会議資料

令和4年9月

栃木県議会 会期の特徴

○通年議会とは

地方自治法では、議会を開会するには、知事などの首長による招集手続きが必要です。また、議会が閉会中であれば、議決が必要な案件でも、首長が緊急を要すると判断した場合は、専決処分することができます。

このことは、一方では、二元代表制の一翼を担う地方議会の重要な役割の一つである、首長に対する監視機能が十分に発揮できない可能性を含んでいます。

そのため、平成 24 年 4 月から、栃木県議会が全国に先駆けて、会期を概ね一年間とする通年議会を導入し、監視機能の強化を図ることとしました。

なお、平成 24 年 9 月の地方自治法の一部改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったため、平成 25 年 4 月から、年度を単位とする通年会期制に移行しました。

○通年議会の効果

■県政への監視機能の強化

通年議会となり、議会が主体となって柔軟に本会議を開催することができるため、県政への監視機能が強化されます。

■突発的な事態への迅速・適切な対応

震災や風水害といった大きな災害などの突発的な事態が発生した場合にも議会が主体となって本会議を開催することができ、必要とされる補正予算などについて議会で速やかに審議することができるようになりました。

(栃木県議会ホームページより抜粋)

1 閉会のない会期

(1) 改選直後から初招集までの期間を除き、閉会期間がありません。

(2) 改選年の 3 月半ばから 4 月までも、閉会ではありません。

改選年も税条例等を専決処分とせず、審議しています。

○H31.3.25 平成 30 年度栃木県議会第 355 回臨時会議

「平成 30 年度栃木県一般会計補正予算（第 4 号）」（第 1 号議案）、「栃木県県税条例等の一部改正について」（第 2 号議案）が上程され、提案説明の後、委員会に付託。その後、本会議において採決。

2 年度を単位とする会期

- (1) 条例で定める基準日を4月1日としています。
- (2) 役員選挙は、3月の採決日に行っています。

3 通常会議、臨時会議、招集会議

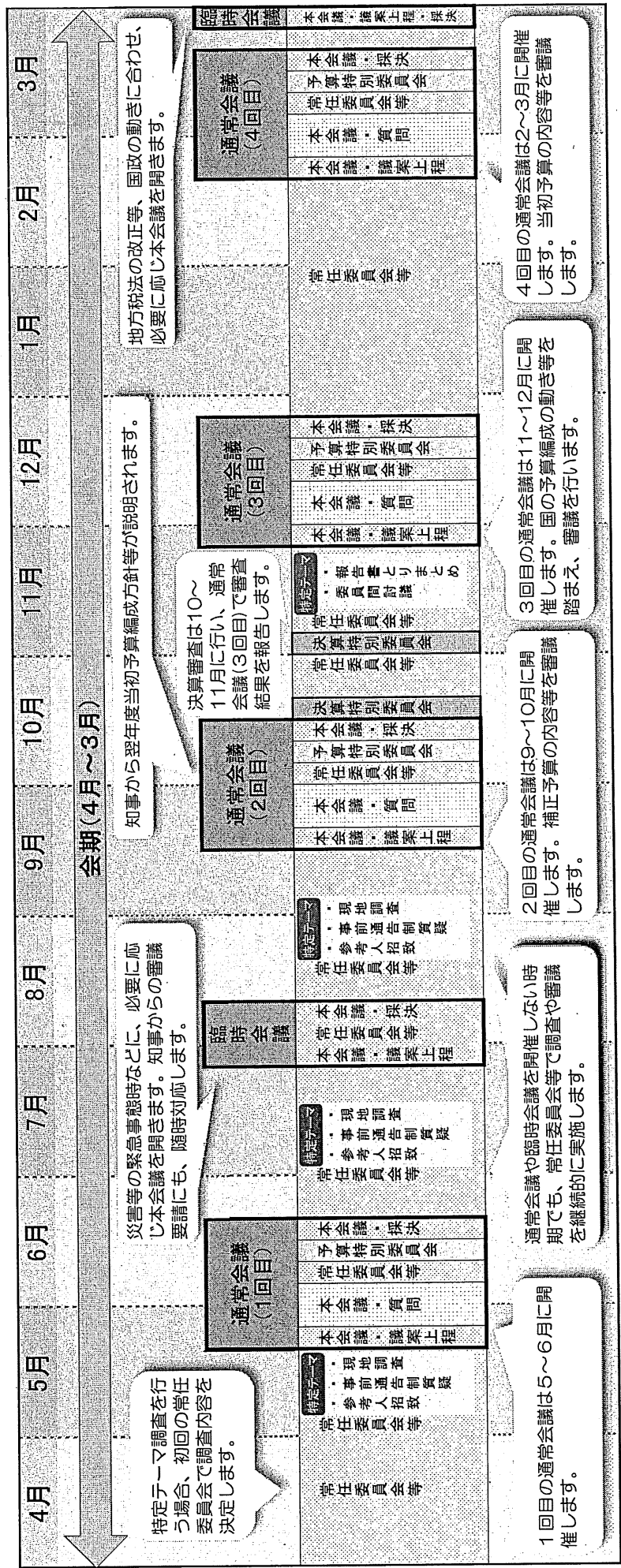
- (1) 通常会議
条例で通常会議を開催する日を定めています。
(要検討) 予定変更への対応
- (2) 臨時会議
三重県議会という3月会議と緊急会議
- (3) 招集会議
改選直後に初めて招集される会議で、4年間で1回開催。
三重県議会では開会会議(1月)。4年間で4回開催

※ 三重県議会という5月会議は、栃木県議会では3月の通常会議にあわせて役員選挙が行われるため、特に設定していません。

4 本会議開催日数

栃木県は「年度」、三重県は「年」を単位にしていますので、単純な比較はできませんが、両県とも概ね年間で30日余り、本会議を開催しており、本会議の開催日数に関して差は見られません。

通年議会の会期イメージ(4月～3月)



特定テーマ調査を行う場合、初回の常任委員会にて調査内容を決定します。

災害等の緊急事態時などに、必要に際し本会議を開きます。知事からの審議要請にも、随時対応します。

知事から翌年度当初予算編成方針等が説明されます。

決算審査は10～11月に行い、通常会議(3回目)で審査結果を報告します。

地方税法の改正等、国政の動きに合わせて、必要に際し本会議を開きます。

1回目の通常会議は5～6月に開催します。

通常会議や臨時会議を開催しない時期でも、常任委員会等で調査や審議を継続的に実施します。

2回目の通常会議は9～10月に開催します。補正予算の内容等を審議します。

3回目の通常会議は11～12月に開催します。国の予算編成の動き等を踏まえ、審議を行います。

4回目の通常会議は2～3月に開催します。当初予算の内容等を審議します。

会議の種類(H28年度以降)

【招集会議】

県議会議員選挙(一般選挙)後、最初に開く会議で、知事が招集します。招集会議後は、必要に応じ議会が主体的に本会議の開催等を判断します。

【通常会議】

本会議における質疑・質問や、委員会の審議等を集中的に行います。開催時期は、当初予算案の上程時期など議案の提出時期を考慮し、概ね5～6月、9～10月、11～12月、翌年の2～3月とします。

栃木県の通年議会

【臨時会議】

知事からの要請や災害等の突発事態への対応など、所要の審議が必要とされる場合には、臨時会議として本会議を柔軟に開催します。

【その他事項】

年度の最後に開催される議会運営委員会です。年度最後の会期日程を決定します。

(単位：回)

	三重県		栃木県	
R 1	定例会議	4	通常会議	4
	開会会議	1	招集会議	1
	3月会議	1		
	5月会議	0		
	緊急会議	0	臨時会議	2
R 2	定例会議	4	通常会議	4
	開会会議	1		
	3月会議	1		
	5月会議	1		
	緊急会議	2	臨時会議	6
R 3	定例会議	4	通常会議	4
	開会会議	1		
	3月会議	1		
	5月会議	1		
	緊急会議	7	臨時会議	8
R 4	定例会議	4	通常会議	4
	開会会議	1		
	3月会議	1		
	5月会議	1		
	緊急会議	1	臨時会議	

※ 三重県は、暦年 (1.1~12.31)

※ 栃木県は、年度 (4.1~3.31)

本会議開催日数 (単位:日数)

	栃木県	三重県
R 1	29	29
R 2	30	31
R 3	31	36
R 4	21	31

栃木県議会 会期及び本会議開催日数

(単位：日数)

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通常会議			18			13	9	3	16		12	24	95
うち本会議			5			5	1	2	5		4	3	25
招集会議		1											1
うち本会議		1											1
臨時会議							1	1				1	3
うち本会議							1	1				1	3
その他		30	12	31	31	17	20	27	15	31	18	6	238
計		31	30	31	31	30	30	31	31	31	30	31	337

本会議開催日数
29

(単位：日数)

令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通常会議		6	12			14	9		16	1	12	23	93
うち本会議		2	3			5	1		5	1	4	3	24
招集会議													0
うち本会議													0
臨時会議	1		4					1			1	1	8
うち本会議	1		2					1			1	1	6
その他	29	25	14	31	31	16	22	29	15	30	15	7	264
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

本会議開催日数
30

(単位：日数)

令和3年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通常会議			21			9	15	1	17		12	18	93
うち本会議			5			4	1	1	5		5	2	23
招集会議													0
うち本会議													0
臨時会議	1	1			2	1				2		1	8
うち本会議	1	1			2	1				2		1	8
その他	29	30	9	31	29	20	16	29	14	29	16	12	264
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

本会議開催日数
31

(単位：日数)

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通常会議		2	17			15	19	1	19		9	15	97
うち本会議		1	4			4	1	1	4		4	1	20
招集会議													0
うち本会議													0
臨時会議	1												1
うち本会議	1												1
その他	29	29	13	31	31	15	12	29	12	31	19	16	267
計	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365

本会議開催日数
21

(単位：日数)

令和5年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
通常会議	未定												0
うち本会議	未定												0
招集会議	未定												0
うち本会議	未定												0
臨時会議	未定												0
うち本会議	未定												0
その他	未定												0
計	未定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

本会議開催日数
0

三重県議会 会期及び本会議開催日数

(単位：日数)

令和元年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
定例会会議						26			13	18	9	20	86
うち本会議						6			4	3	3	3	19
開会会議					6								6
うち本会議					2								2
3月会議													0
うち本会議													0
5月会議													0
うち本会議													0
緊急会議													0
うち本会議													0
その他(開会中)					16	4	31	31	17	13	21		133
閉会					9							11	20
計					31	30	31	31	30	31	30	31	245

本会議開催日数
21

(単位：日数)

令和2年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
定例会会議		13	19			28			14	19	11	21	125
うち本会議		3	4			6			4	3	3	3	26
開会会議	1												1
うち本会議	1												1
3月会議			1										1
うち本会議			1										1
5月会議					1								1
うち本会議					1								1
緊急会議				1				1					2
うち本会議				1				1					2
その他(開会中)	16	16	11	29	30	2	31	30	16	12	19		212
閉会	14											10	24
計	31	29	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	366

本会議開催日数
31

(単位：日数)

令和3年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
定例会会議		12	23			29				26	10	23	123
うち本会議		3	5			6				4	3	4	25
開会会議	1												1
うち本会議	1												1
3月会議			1										1
うち本会議			1										1
5月会議					1								1
うち本会議					1								1
緊急会議	1				6			3	1				11
うち本会議	1				3			3	1				8
その他(開会中)	15	16	7	30	24	1	31	28	29	5	20		206
閉会	14											8	22
計	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365

本会議開催日数
36

(単位：日数)

令和4年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
定例会会議		12	24			28			16	19	10	20	129
うち本会議		3	5			6			5	2	3	3	27
開会会議	1												1
うち本会議	1												1
3月会議			1										1
うち本会議			1										1
5月会議					1								1
うち本会議					1								1
緊急会議		1											1
うち本会議		1											1
その他(開会中)	13	15	6	30	30	2	31	31	14	12	20		204
閉会	17											11	28
計	31	28	31	30	31	30	31	31	30	31	30	31	365

本会議開催日数
31

(単位：日数)

令和5年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
定例会会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
うち本会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
開会会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
うち本会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
3月会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
うち本会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
5月会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
うち本会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
緊急会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
うち本会議	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
その他(開会中)	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
閉会	未定	未定	未定	未定	/	/	/	/	/	/	/	/	0
計					0	0	0	0	0	0	0	0	0

本会議開催日数
0

令和3年度 栃木県議会 会期日程 (令和4年3月30日現在)

◆日程が変更となる場合があります

4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
1	木	土	日	1	火	水	木	1	水	1	火	1	水	1	木	1	火	1	火	1	火	1	火
2	金	日	月	2	水	木	金	2	木	2	火	2	土	2	土	2	木	2	水	2	水	2	水
3	土	月	火	3	木	金	土	3	火	3	水	3	日	3	水	3	金	3	木	3	木	3	木
4	日	火	水	4	金	土	日	4	木	4	木	4	月	4	木	4	土	4	金	4	金	4	金
5	月	水	木	5	土	日	月	5	金	5	火	5	火	5	土	5	日	5	土	5	土	5	土
6	火	木	金	6	日	月	火	6	土	6	水	6	水	6	日	6	木	6	木	6	日	6	日
7	水	金	土	7	月	火	水	7	日	7	木	7	木	7	火	7	金	7	金	7	月	7	月
8	木	土	日	8	火	水	木	8	水	8	木	8	金	8	火	8	土	8	土	8	火	8	火
9	金	日	月	9	水	木	金	9	木	9	金	9	土	9	水	9	日	9	日	9	水	9	水
10	土	月	火	10	木	金	土	10	金	10	土	10	日	10	木	10	月	10	月	10	木	10	木
11	日	火	水	11	金	土	日	11	土	11	日	11	月	11	金	11	火	11	火	11	金	11	金
12	月	水	木	12	土	日	月	12	日	12	月	12	火	12	土	12	水	12	水	12	土	12	土
13	火	木	金	13	日	月	火	13	月	13	火	13	水	13	日	13	木	13	木	13	日	13	日
14	水	金	土	14	月	火	水	14	火	14	木	14	木	14	金	14	金	14	金	14	月	14	月
15	木	土	日	15	火	水	木	15	水	15	木	15	金	15	土	15	土	15	土	15	火	15	火
16	金	日	月	16	水	木	金	16	木	16	金	16	土	16	日	16	日	16	日	16	水	16	水
17	土	月	火	17	木	金	土	17	金	17	土	17	日	17	月	17	月	17	月	17	木	17	木
18	日	火	水	18	金	土	日	18	土	18	日	18	月	18	金	18	金	18	金	18	土	18	土
19	月	水	木	19	土	日	月	19	日	19	月	19	火	19	土	19	土	19	土	19	日	19	日
20	火	木	金	20	日	月	火	20	月	20	火	20	水	20	日	20	日	20	日	20	月	20	月
21	水	金	土	21	月	火	水	21	火	21	水	21	木	21	金	21	金	21	金	21	月	21	月
22	木	土	日	22	火	水	木	22	水	22	木	22	金	22	土	22	土	22	土	22	火	22	火
23	金	日	月	23	水	木	金	23	木	23	金	23	土	23	日	23	日	23	日	23	水	23	水
24	土	月	火	24	木	金	土	24	金	24	土	24	日	24	月	24	月	24	月	24	木	24	木
25	日	火	水	25	金	土	日	25	土	25	日	25	月	25	金	25	金	25	金	25	火	25	火
26	月	水	木	26	土	日	月	26	日	26	月	26	火	26	土	26	土	26	土	26	水	26	水
27	火	木	金	27	日	月	火	27	月	27	火	27	水	27	日	27	日	27	日	27	木	27	木
28	水	金	土	28	月	火	水	28	火	28	木	28	金	28	土	28	金	28	金	28	火	28	火
29	木	土	日	29	火	水	木	29	水	29	木	29	土	29	日	29	土	29	土	29	水	29	水
30	金	日	月	30	水	木	金	30	木	30	金	30	土	30	月	30	月	30	月	30	木	30	木
31	土	月	火	31	木	金	土	31	土	31	日	31	日	31	月	31	日	31	日	31	金	31	金

※の委員会等の日程は別添付で示す。
 ○「木」：本会議(常任)、「水」：常任特別委員会、「火」：常任特別委員会、「土」：常任特別委員会、「日」：常任特別委員会、「月」：常任特別委員会、「金」：常任特別委員会
 「火」：議院運営委員会、「水」：議院運営委員会、「土」：議院運営委員会、「日」：議院運営委員会、「月」：議院運営委員会、「金」：議院運営委員会
 「火」：議院運営委員会、「水」：議院運営委員会、「土」：議院運営委員会、「日」：議院運営委員会、「月」：議院運営委員会、「金」：議院運営委員会
 「火」：議院運営委員会、「水」：議院運営委員会、「土」：議院運営委員会、「日」：議院運営委員会、「月」：議院運営委員会、「金」：議院運営委員会
 「火」：議院運営委員会、「水」：議院運営委員会、「土」：議院運営委員会、「日」：議院運営委員会、「月」：議院運営委員会、「金」：議院運営委員会

平成31年(2019年) 年間議事予定

平成30年12月19日現在

日	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1	火(元日)			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2	水			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
3	木			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
4	金			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
5	土			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
6	日			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
7	月			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
8	火			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
9	水			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
10	木			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
11	金			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
12	土			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
13	日			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
14	月(成人の日)			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
15	火			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
16	水			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
17	木			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
18	金			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
19	土			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
20	日			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
21	月			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
22	火			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
23	水			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
24	木			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
25	金			月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
26	土			火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
27	日			水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
28	月			木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
29	火			金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
30	水			土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
31	木			日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

本会議開催日

議決休会日

会期日数(H31年(2019年)) 1月-3月 58 5月-12月 225 計283日

令和2年(2020年) 年間議事予定

令和2年3月18日現在

日	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	
1	水(元日)																								
2	木																								
3	金																								
4	土																								
5	日																								
6	月																								
7	火																								
8	水																								
9	木																								
10	金																								
11	土																								
12	日																								
13	月																								
14	火																								
15	水																								
16	木																								
17	金																								
18	土																								
19	日																								
20	月																								
21	火																								
22	水																								
23	木																								
24	金																								
25	土																								
26	日																								
27	月																								
28	火																								
29	水																								
30	木																								
31	金																								

本会議開催日

議決休会日

休日休会日

会期日数(R2年(2020年)) 342日

(注)令和2年3月18日の議会運営委員会です承された年間議事予定のため、その後変更されている場合がありますので、最新の日程は三重県議会ホームページにてご確認ください。

令和3年定例会 年間議事予定

日	1月		2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月	
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
1	金(元日)	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
2	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
3	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
4	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
5	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
6	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
7	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
8	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
9	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
10	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
11	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
12	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
13	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
14	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
15	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
16	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
17	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
18	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
19	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
20	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
21	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
22	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
23	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
24	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
25	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
26	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
27	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
28	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
29	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
30	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
31	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火

 本会議開催日
 議決休会日
 休日休会日

令和4年年間議事予定

令和4年5月27日現在

日	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1	土 (元日)	火	火	金	日	水	金	月	木	土	火	木
2	日	水	水	土	月	木	土	火	金	日	水	金
3	月	木	木	日	火	金	日	水	土	月	木	土
4	火	金	金	月	水	土	月	木	日	火	金	日
5	水	土	土	火	木	日	火	金	月	水	土	月
6	木	日	日	水	金	月	水	土	火	木	日	火
7	金	月	月	木	土	火	木	日	水	金	月	水
8	土	火	火	金	日	水	金	月	木	土	火	木
9	日	水	水	土	月	木	土	火	金	日	水	金
10	月	木	木	日	火	金	日	水	土	月	木	土
11	火	金	金	月	水	土	月	木	日	火	金	日
12	水	土	土	火	木	日	火	金	月	水	土	月
13	木	日	日	水	金	月	水	土	火	木	日	火
14	金	月	月	木	土	火	木	日	水	金	月	水
15	土	火	火	金	日	水	金	月	木	土	火	木
16	日	水	水	土	月	木	土	火	金	日	水	金
17	月	木	木	日	火	金	日	水	土	月	木	土
18	火	金	金	月	水	土	月	木	日	火	金	日
19	水	土	土	火	木	日	火	金	月	水	土	月
20	木	日	日	水	金	月	水	土	火	木	日	火
21	金	月	月	木	土	火	木	日	水	金	月	水
22	土	火	火	金	日	水	金	月	木	土	火	木
23	日	水	水	土	月	木	土	火	金	日	水	金
24	月	木	木	日	火	金	日	水	土	月	木	土
25	火	金	金	月	水	土	月	木	日	火	金	日
26	水	土	土	火	木	日	火	金	月	水	土	月
27	木	日	日	水	金	月	水	土	火	木	日	火
28	金	月	月	木	土	火	木	日	水	金	月	水
29	土	火	火	金	日	水	金	月	木	土	火	木
30	日	水	水	土	月	木	土	火	金	日	水	金
31	月	木	木	日	火	金	日	水	土	月	木	土

本会議開催日
 議決休会日
 休日休会日

(注) 令和4年5月27日時点での年間議事予定のため、その後変更される場合があります。
最新の日程は三重県議会ホームページの「月別の日程」でご確認ください。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）

第百二条 普通地方公共団体の議会は、定例会及び臨時会とする。

- 2 定例会は、毎年、条例で定める回数これを招集しなければならない。
- 3 臨時会は、必要がある場合において、その事件に限りこれを招集する。
- 4 臨時会に付議すべき事件は、普通地方公共団体の長があらかじめこれを告示しなければならない。
- 5 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。
- 6 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。
- 7 普通地方公共団体の議会の会期及びその延長並びにその開閉に関する事項は、議会がこれを定める。

第百二条の二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

- 2 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとされる場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。
- 3 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全てなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全てなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。
- 4 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。
- 5 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。
- 6 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。
- 7 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。
- 8 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百一十一条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第二百一十一条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

○栃木県議会の会期に関する条例（平成 25 年栃木県条例第 1 号）

（会期）

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 102 条の 2 第 1 項の規定に基づき、議会の会期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

（定例日）

第 2 条 法第 102 条の 2 第 6 項に規定する定例日は、別表のとおりとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（栃木県議会定例会の回数を定める条例の廃止）

2 栃木県議会定例会の回数を定める条例(昭和 31 年栃木県条例第 24 号)は、廃止する。

（栃木県議会委員会条例の一部改正）

3 栃木県議会委員会条例(昭和 37 年栃木県条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（栃木県議会委員会条例の一部改正に伴う経過措置）

4 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の栃木県議会委員会条例の規定により選任されている常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員は、それぞれ、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に、同項の規定による改正後の栃木県議会委員会条例(以下「新委員会条例」という。)の規定による常任委員会及び議会運営委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる常任委員会及び議会運営委員会の委員の任期は、新委員会条例第 3 条第 1 項(新委員会条例第 3 条の 2 第 3 項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、施行日以後最初に開始する議会の会期における最後の定例日の前日までとする。

附 則(平成 26 年条例第 31 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年条例第 30 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 28 年条例第 43 号)

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 29 年条例第 23 号)

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年条例第 27 号)

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和元年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和 2 年条例第 27 号)

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年条例第 39 号)

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第2条関係)

(令3条例39・全改)

令和3年6月1日

令和3年6月3日

令和3年6月7日

令和3年6月8日

令和3年6月21日

令和3年9月22日

令和3年9月28日

令和3年9月29日

令和3年9月30日

令和3年10月15日

令和3年11月30日

令和3年12月2日

令和3年12月6日

令和3年12月7日

令和3年12月17日

令和4年2月17日

令和4年2月21日

令和4年2月24日

令和4年2月25日

令和4年3月8日

令和4年3月18日

